

# 貸与額算定基準額の計算手順(確認シート)【2023年度版】

2023年4月

独立行政法人日本学生支援機構

令和5年度の予約採用以降の貸与奨学金の家計基準の選考に用いる「貸与額算定基準額」は、地方税(市町村民税)の情報に基づき本機構が計算しています。このシートを用いることで、自己の情報に基づき、各自で貸与額算定基準額を計算することができます。なお、本シートは、2023年度に申し込む予約採用において家計基準の審査を受ける方であって、2023年1月1日時点で日本国内に住所を有していた方向けのものです。

家計基準の判定は、全ての生計維持者(最大2名)の貸与額算定基準額をそれぞれ計算した後、それらを合算したうえで「多子世帯控除」「ひとり親控除」を行い、機構が定める収入基準額と比較して決定します。

## 【計算手順】

斜体下線部分は、記入するために地方税関係情報が必要ですので、令和5年度(2023年度)の課税証明書を参照してください(令和5年度の課税証明書は令和4年[2022年]分の収入や所得等を反映したものです)。課税証明書に必要な情報が記載されていないときは、発行元の市区町村にご確認いただくか、または、マイナポータルを利用できる環境にある人は、マイナポータルによる自己情報表示により確認してください。

### 1. 地方税法第295条第1項各号に定める非課税の基準に該当するかどうかを確認します。

#### (1) 判定のための項目

- |  |                      |                                      |
|--|----------------------|--------------------------------------|
| ① <u>合計所得金額</u>                              | <input type="text"/> | 円                                    |
| ② <u>本人該当区分 控除対象障害者</u>                      | ・空欄                  | ・0(非該当) ・1(特別障害)<br>・2(原爆障害) ・3(他障害) |
| ③ <u>本人該当区分 控除対象寡婦・ひとり親</u>                  | ・空欄                  | ・0(非該当)・1(寡婦)・2(ひとり親)                |
| ④ 2023年1月1日時点で未成年であった                        | ・該当しない               | ・該当する                                |
| ⑤ 2023年1月1日時点で生活保護(生活扶助に限る)を受けていた(後記【備考】を参照) | ・該当しない               | ・該当する                                |

#### (2) 判定

上記(1)の⑤に該当する場合は、これ以降の計算を行わず、貸与額算定基準額を0円とします。

また、①が135万円以下であって、かつ、「②が1~3」、「③が1~2」、「④が該当する」のいずれかに該当する場合は、これ以降の計算を行わず、貸与額算定基準額を0円とします。

### 2. 地方税法附則第3条の3第4項に定める非課税限度に該当するかどうかを確認します。

#### (1) 判定のための項目

- |  |                      |         |
|--|----------------------|---------|
| ① <u>合計所得金額</u>                          | <input type="text"/> | 円       |
| ② <u>繰越控除額</u>                           | <input type="text"/> | 円       |
| (「②繰越控除額」と「③総所得金額等」は、いずれかがあればもう一方は不要です。) |                      |         |
| ③ <u>総所得金額等</u> (①-②)                    | <input type="text"/> | 円       |
| ④ <u>配偶者控除等</u>                          | ・空欄                  | ・0(初期値) |
| (配偶者特別控除額は関係ありません。)                      | ・1(一般の控除対象配偶者)       |         |

- ・ 2(老人控除対象配偶者)
- ・ 3(控除対象配偶者を除く同一生計配偶者)

- ⑤ 扶養控除情報 一般  (数字を記入します。)
- ⑥ 扶養控除情報 特定  (数字を記入します。)
- ⑦ 扶養控除情報 老人  (数字を記入します。)
- ⑧ 16歳未満扶養親族  (数字を記入します。)
- ⑨ 扶養親族の数  (数字を記入します。)

扶養親族の数は、④が1～3の場合は1、そうでなければ0とし、それに⑤⑥⑦⑧を合計します。

## (2) 判定

(1)の項目を用いて以下の判定を行います。

$$\textcircled{3} \leq 35 \text{ 万円} \times (1 + \textcircled{9}) + (32 \text{ 万円}^{\ast}) + 10 \text{ 万円}$$

※⑨が1以上の場合のみ加算します。

この判定に当てはまる場合、これ以降の計算を行わず、貸与額算定基準額を0円とします。

## 3. 貸与額算定基準額の計算

### (1) 計算のための項目

- ① 課税所得額(課税標準額)  円
- ② 市町村民税 調整控除額  円
- ③ 課税者(自治体)が政令指定都市である      ・ 該当しない      ・ 該当する

### (2) 計算

(1)の項目を用いて以下の計算を行います。0円未満となった場合は0円とします。

$$\text{貸与額算定基準額(100円未満切捨て)} = \textcircled{1} \times 0.06 - \textcircled{2}^{\ast}$$

※ ③に該当する場合、②に 3/4 を乗じます。

※ 本人を2. (1)⑤の扶養控除情報 一般の人数に含めている場合であって、かつ本人の生年月日が 2004/1/2～2004/4/1 いずれかの日である場合、さらに 7,200 円を控除します。

### (3) 「多子世帯控除」と「ひとり親控除」

全ての生計維持者について(2)を計算し、合算した後、一定の条件に該当する世帯については以下の控除を行います。控除後の額が0円未満になる場合、0円とします。

- ① 多子世帯控除: 「2. (1)判定のための項目のうち、⑤扶養控除情報 一般と⑥扶養控除情報 特定とを合計した数(全ての生計維持者の合計)」と、「奨学金申込時に申告した生計維持者の子の数」のいずれか小さい方(以下、「扶養している子の数」)が3人以上のとき、合算額から「4万円×(扶養している子の数-2)」を控除します。
- ② ひとり親控除: 「生計維持者が1人のみであって、その人が本人の父か母のいずれかである」もしくは「生計維持者が1. (1)判定のための項目のうち③本人該当区分 控除対象寡婦・ひとり親が「1(寡婦)・2(ひとり親)」のいずれかに該当する場合、4万円を控除します。

## 【備考】

- (1) 生活保護を受給している場合は、申込の際に申告が必要です。そのうえで、生活保護情報を用いて 2023 年1月1日時点で生活扶助を受給しているかを確認する必要があります。

(2)全ての生計維持者についてそれぞれ貸与額算定基準額を算出し、合算したうえで、機構が定める収入基準額(下記①～③)と比較して判定します。

- ① 第一種奨学金の家計基準・・・貸与額算定基準額が<sup>※</sup>189,400円以下
- ② 第二種奨学金の家計基準・・・貸与額算定基準額が<sup>※</sup>381,500円以下
- ③ 第一種・第二種奨学金を併用する場合の家計基準・・・貸与額算定基準額が<sup>※</sup>164,600円以下

以上